

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和8年 6月 17日

東京都知事 殿

申請者 〒 107-0052

住 所 東京都港区赤坂二丁目5番4号
赤坂室町ビル氏 名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 亮

電話番号 03-4232-5671

担当者名 片岡 暁

電話番号 03-4232-5671

FAX番号 03-6459-1935

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	（区分） 積替え保管を <u>含む</u> ・ 除く 。 （廃棄物の種類） 該当の品目に○をする。 ① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず ⑩ 動植物性残さ ⑪ 動物系固形不要物 ⑫ ゴムくず ⑬ 金属くず ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮ 鉱さい ⑯ がれき類 ⑰ 動物のふん尿 ⑱ 動物の死体 ⑲ ばいじん ⑳ 政令第13号廃棄物 <u>以上 14 種類</u> （石綿含有産業廃棄物 <u>含む</u> ・ 除く ） （水銀使用製品産業廃棄物 <u>含む</u> ・ 除く ） （水銀含有ばいじん等 <u>含む</u> ・ <u>除く</u> ） 限定 <u>有り</u> 無し 限定は、事業計画の概要のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目5番4号 赤坂室町ビル 電話番号 03-4232-5671 〒 123-0862 東京都足立区皿沼二丁目2番7号 電話番号 03-5647-2305 〒 121-0836 東京都足立区入谷七丁目12番12号 電話番号 03-3854-4487
事業の用に供する施設の種類の数量	運搬車両 8584 台 他の施設（容器等） <u>有り</u> 無し
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号赤坂室町ビル
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 亮

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和元年 6月29日

許可の有効年月日 令和8年 6月28日

1 事業の範囲

(1) 収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート
くず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（限定条件は裏面のとおり）

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面参照）

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日 新規許可
令和 元年 6月 29日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

都認定番号:6-23-B0004

産廃エキスパート



東京都

(裏面)

許可番号

第13-10-032186号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

積替え保管面積：2,228m² 最大保管高さ：3.3m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（廃トナーに限る。）	かご付台車4台 : 5.12m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る。）	かご付台車 又は直置き : 16.5m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	パレット2枚 : 1.44m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	パレット5枚 : 12.9m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	パレット2枚 又はドラム缶6個 : 2.30m ³
汚泥、金属くず（小型充電式電池、ボタン電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラ容器1個 : 0.07m ³
	保管量合計 : 38.33m ³

(以下余白)